

令和 5 年度第 1 回全国健康保険協会徳島支部評議会議事録

○日時：令和 5 年 7 月 19 日（水）14 時 00 分～16 時 00 分

○場所：全国健康保険協会 5 階会議室

○出席評議員（五十音順 敬称略）

井内評議員、牛田評議員、孝志評議員、中内評議員、平井評議員、布川評議員、古谷評議員

○議事次第

1. 令和 4 年度全国健康保険協会の決算見込み（医療分）について
2. 令和 4 年度徳島支部事業実施結果・令和 5 年度の事業展開について
3. 支部医療費分析の状況報告

○議事内容要旨

1. 令和 4 年度全国健康保険協会の決算見込み（医療分）について
事務局より資料 1-1～1-5 に基づき説明し、ご意見をいただいた。
2. 令和 4 年度徳島支部事業実施結果・令和 5 年度の事業展開について
事務局より資料 2 に基づき説明し、ご意見をいただいた。
3. 支部医療費分析の状況報告
事務局より資料 3 及び資料 4-1～4-3 に基づき説明し、ご意見をいただいた。

（主な議論の概要）

1. 令和 4 年度全国健康保険協会の決算見込み（医療分）について
事務局より資料 1-1～1-5 に基づき説明し、ご意見をいただいた。

【主な意見】

《被保険者代表》

決算見込みについて、保険給付費と拠出金等で支出の 96%程度を占めている。健康に関わることなので、支出の削減は難しいと思うが、本当に必要なときに医療を利用することが大切である。医療費が増加すると保険料率が上がるという仕組みについて、加入者全体に向け、改めて周知する必要がある。

《事務局》

国全体で医療費は増加の一途を辿っている。多受診や時間外受診などの医療費が必要以上にかかる行為を抑制し、国をあげて、医療費を抑制する取り組みを国民に周知する必要がある。少子化で働き手の減少が見込まれる中、限られた財源をいかに有効に使っていくかを訴える必要がある。効果的な広報をご提案いただければ、徳島支部としても取り入れたいの

で、ぜひご意見を頂きたい。

《事業主代表》

国民の大部分が健康保険制度の仕組みを知らないことが大きな課題。さらに広報を実施し、国民一人一人の少しずつの努力が大きな成果につながることを周知してほしい。

《学識経験者》

今後、物価が上昇したときに、保険料や医療費への影響はどの程度見積もられるのか。物価が上がり賃金が上がらないと実質賃金が下がる。その結果、加入者の保険料の負担感が増すのではないか。

《事務局》

物価が上がり、賃金が上昇しない状態であれば、加入者の保険料の負担感は増すと考える。物価上昇率と診療報酬は直結するものではないが、人件費や原価などの推移も見ながら診療報酬改定の議論がされることとなる。なお、次回の評議会では、保険料率に関して議論いただく予定としているが、その際には、制度改正などの要因を踏まえたうえで、賃金の上昇率、医療給付費、被保険者の動向などを前提においた「5年収支見通し」について説明させていただく予定としている。

2. 令和4年度徳島支部事業実施結果・令和5年度の事業展開について

事務局より資料2に基づき説明し、ご意見をいただいた。

【主な意見】

《被保険者代表》

マイナンバーカードが保険証替わりになるという法律の制定で、一斉に保険証を回収する場面が今後想定される説明があったが、家族分は特に集めきれないケースが発生することが懸念される。保険証を回収するのではなく、資格を無効にするといったアイデアはないのか。

《事務局》

具体的な運用については、今後示される予定となっている。保険証を回収となった場合、企業の規模により大変な混乱が起こることが想定されるため、スムーズな回収に向けたアイデアを頂きたい。

《被保険者代表》

当社の場合、扶養調書の直後であれば、完全なリストがあるため回収に関するリストはいらない。

《事業主代表》

保険証を無効にするアイデアが現実的であると感じる。

《学識経験者》

マイナンバーカードで様々な課題があるが、これ以上問題が増えないような方法を検討してほしい。

《被保険者代表》

資格喪失後受診で返納金債権が発生するとあるが、マイナンバーカードが使用されるようになれば、この問題はなくなるのではないか。

《事務局》

徳島支部では、資格喪失後受診で年間2千万円を超える返納金が発生しているのが現状。今後、マイナンバーカードが使用されることで、資格喪失後受診は減少すると期待している。また、転職等による保険証発行にかかるタイムラグが短縮されるといった効果や、各医療機関受診歴等の情報共有が容易となれば無駄な検査等が減り、医療費を抑制する効果もある。さらに、マイナンバーもしくはオンライン資格確認を使えば、リアルタイムで対象者の所得情報が確認でき、自己負担限度額を医療機関で判断することができるため、限度額適用認定書の申請が不要となる。安定して稼働すれば、加入者および医療機関における事務作業がスムーズに進むというメリットはあるため、安心・安定的な稼働に向け現在は健康保険の加入情報を整理しているところ。

《被保険者代表》

被扶養者について、健診受診後に保健指導の対象となった場合、その情報は企業が受け取ることは可能か。被保険者同様に情報を得ることができれば、企業として対応ができる。

《事務局》

被扶養者が保健指導の対象となっている場合であっても、氏名の一覧表を企業へお渡しすることはできない。事業所内で被扶養者の方に保健指導の対象者がいれば、保健指導を受けて下さいと呼びかけをしていただだけでも、結果が違ってくと思う。家族の方に対して、事業主からの呼びかけが大切と考えるため、ご協力いただきたい。

また、扶養家族の方の集団健診を実施する際、その場で保健指導の案内を行う場合もあり、

指導の案内があった場合には、受けていただけるようアナウンスをしていただきたい。今後、個別に指導対象となった方に案内をさせていただき、会場を設けて指導を実施する方法も検討している。

《学識経験者》

大手メーカーのジェネリック医薬品に供給不足があるとの説明があったが、今現在ジェネリック医薬品の供給力は回復したのか。

《事務局》

完全に回復したわけではないが、以前ほど必要な薬が入ってこないといった状況は脱した。しかし、今回の件でジェネリック医薬品の安定供給に対する不信感を抱き、これまでジェネリック医薬品を選択していた医者・患者が今後選択しなくなるといった懸念がある。

《学識経験者》

今年度において、ジェネリック医薬品使用促進のために新たな取り組みができるような状況ではないということか。

《事務局》

この2年間の間、コロナ禍でもあり、また、ジェネリック医薬品の供給が不足していることも考慮し、バス広告、デジタルサイネージなどの広報を主に展開してきた。目立った成果は見えてないが、調剤薬局部門の使用率は国が目標とした80%に到達している。本年度は、院内処方をしている医療機関での使用率を上げることが課題として、影響力の高い医療機関や調剤薬局を中心に訪問活動を行っている。

《学識経験者》

私学共済では、保険証を配布する際、ジェネリック医薬品希望シールが貼られた状態で手渡される。協会では、そういった取り組みはできないのか。また、マイナンバーカードと保険証が統一された際、ジェネリック医薬品希望シールのようなものの代替案はないのか。

《事務局》

希望シールは、保険証の配布時に同封している。また、事業所などから希望があればお渡ししている。マイナンバーカードを保険証として使用する場合、希望シールは貼られないが、過去の受診歴や服薬情報を本人の同意により、医療機関が閲覧できるようになるので、その情報をもとにジェネリック医薬品をお薦めすることも可能ではないかと考えている。

3. 支部医療費分析の状況報告

事務局より資料 3 及び資料 4-1～4-3 に基づき説明し、ご意見をいただいた。

【主な意見】

《事業主代表》

広報について、他団体や事業所を個別に訪問し、健診・特定保健指導などの実施依頼や健康づくり講座をするといった取り組みは現在行っているのか。また、依頼すれば実施してもらえるのか。

《事務局》

トラック協会やバス協会等に訪問し、健診や保健指導の周知・協力依頼を行っている。もし、個別に依頼があれば都度訪問させていただく。また、協会の加入事業所で、協会が健診結果のデータを保有している事業所であれば、「事業所カルテ」という事業所の健康度がわかる資料を作成できるので、それを用いて健康課題についての説明や解決に向けたアドバイスをさせていただく。

また、健康事業所宣言エントリー事業所からセミナー開催の要請があれば、講師を派遣する予定。健康づくりの輪を広げることにより加入者の健康への関心を高めることが最も大切だと考えている。

《被保険者代表》

保険者努力重点支援プロジェクトについて、対象支部における未治療者の医療機関受診率が低い傾向があると説明を受けた。健診を受けてリスクが発覚した場合、より早い段階で医療機関を受診すれば、医療費が高額になる前に治療ができ、重症化を防ぐこともできる。そのためには、個別のアプローチをかけることが重要。保健師による電話や文書勧奨は、負担が大きいと思うが、さらに力を入れるべき。

《被保険者代表》

受診勧奨について、電話勧奨で外部委託を行っているが、委託による結果をどのようにカウントしているのか。

《事務局》

外部委託の受診勧奨は、外部委託事業者から対象者がいる事業所へ電話連絡のうえ対象者へ取次いただき受診勧奨を実施している。受診につながったのかの確認は、診療報酬明細書で確認している。

以上

次回評議会開催日程

- 日 程： 令和 5 年 10 月
- 場 所： 徳島支部会議室
- 議事内容予定： 未定